第

4495 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 5月 31日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 給与所得の特定支出控除制度の見直し

Q: 平成24年度の税制改正では、給与所得の特定支出控除制度が見直しされたとか。どのようになったのですか?

★ : 特定支出の範囲が広くなりました。 【解説】

特定支出控除制度とは、給与所得者が一定の支出を行った場合に給与所得控除額を超えるときは、その超える金額を給与所得から控除するというものです。

今回の改正では、この特定支出の範囲が拡 大されるとともに、判定要件も見直されまし た。

概要は次のとおりです。

①特定支出

特定支出は、これまで、通勤費、転任に伴う引越費用、研修費、資格取得費用、単身 赴任者の往復旅費の5つとされてきました が、改正により、資格取得費用の範囲が拡 大され、弁護士や会計士、税理士等の資格 を取得する費用が含められたほか、職務に 関連する図書費や衣服費、交際費等の勤務 必要経費が新たに認められることとなりま した。

②特定支出控除の判定要件

- ・給与等の収入金額が1,500万円以下の場合 特定支出が給与所得控除額の2分の1相 当額を上回る場合、その上回る金額を控除 することができる。
- ・給与等の収入金額が1,500万円超の場合 特定支出が125万円を超える場合、その超 える部分の金額を控除することができる。







